



險を初めとする医療保険の財政は、現在すでにきわめて窮屈した状況にあり、制度の運営にも支障を生じかねない状態となつてきています。このため、今国会において健康保険制度の当面の円滑な運営を図るための法案を提案申し上げております。この速やかな成立をお願いする次第であります。

医疗保险制度全般にわたる基本的見直しについては、この法案の成立を待つて逐次実施に移していく所存であります。また、来るべき老齢社会における社会保障の中核となる年金制度につきましても、近年大幅な年金水準の改善を図つてしましましたが、今後も年金制度に寄せられる期待にこたえていくため、その改善充実を図つていく考えであります。

このほか、保険医療の面ではこれまでの治療中心の施策にとどまらず、積極的な疾患予防、健康増進にも重点を置いた施策の充実、食品・医薬品の安全対策の推進、老人の特性を考慮した総合的、包括的な老人保健医療対策の推進などを強力に推し進めてまいる考え方であります。

また、心身障害者・者、母子家庭等の方々や、老人、児童に対する福祉対策の充実、水道、廃棄物処理施設などの快適な環境をつくるための施設の整備についても、積極的に推進してまいる所存であります。

このほか、厚生行政の課題は山積いたしておりますが、そのいずれをとりましても、国民一人一人の日常生活に密着した重要な問題でありますので、皆様の御鞭撻を得ながら努力をしてまいりますので、何とぞ絶大なる御協力を賜りますようお願い申し上げましてございました。(拍手)

○委員長(上田哲君) 続いて藤井労働大臣。

○國務大臣(藤井勝志君) このたび、内閣改造により労働大臣に就任いたしました藤井勝志でございます。

社会労働委員会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げ、委員各位の御理解と御協力をいただきたいたいと思います。

労働行政にとって現在最も重要な課題は、厳しい経済情勢のもとでの雇用の安定であると考えます。このため、すでに本年十月一日から発足したその速やかな成立をお願いする次第であります。

医疗保险制度全般にわたる基本的見直しについては、この法案の成立を待つて逐次実施に移していく所存であります。また、来るべき老齢社会における社会保障の円滑な再就職の促進を図つてしまいたいと考えであります。

構造不況業種からの離職者対策につきましても、現行の制度を活用して、失業の予防と離職者が再就職の促進に努めているところであります。が、当委員会における御審議の成果を踏まえ、今後完全を期する所存でございます。

今後の経済情勢には、十月以来の円高の影響により一層厳しいものが予想されます。このような情勢の中で雇用の安定を推進していくためにも、現行の制度を活用して、失業の予防と離職者は、経済政策・産業政策との密接な連携のもとに、雇用政策を強力に推進していくことが必要であります。

このため、景気の早期かつ確実な回復を目指す総合的な経済対策が進められている一方、雇用対策についても必要な措置が講ぜられているところです。

これらの不況業種の事業分野においては、事業規模の縮小等が行われ、一時に多数の離職者が発生することが見込まれるため、失業の予防、再就職の促進等について特別の措置を講ずることが、当面の緊急課題となつております。

このような問題に対処するため、特別の法律を制定すべく鋭意検討を進めてきたところであります。が、ここに本案を作成し提出するに至つた次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の対象となる「特定不況業種」は、国の施策などに基づき、事業規模の縮小等がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、または発生するおそれがある業種とし、政令で指定することといたします。

第二に、特定不況業種離職者などの失業の予防及び再就職の促進に関する事業主の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体も事業主に対する援助など必要な施策を講ずるよう努めなければならぬことといたします。

第三に、特定不況業種事業主であつて、一定規模以上の事業規模の縮小等を行おうとするもの

す。

まず、提出者、衆議院社会労働委員長橋本龍太郎君から、両案について順次梗概説明を聴取いたします。橋本君。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました特定不況業種離職者臨時措置法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近における雇用失業情勢は、経済基調の変化、国際経済環境の変化、長期にわたる不況などの経済的事由により、一段と厳しい状況にあります。

このため、景気の早期かつ確実な回復を目指す総合的な経済対策が進められている一方、雇用対策についても必要な措置が講ぜられているところです。

これらは、不況業種の事業分野においては、事業規模の縮小等が行われ、一時に多数の離職者が発生することが見込まれるため、失業の予防、再就職の促進等について特別の措置を講ずることが、当面の緊急課題となつております。

このように本案を作成し提出するに至つた次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の対象となる「特定不況業種」は、国の施策などに基づき、事業規模の縮小等がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、または発生するおそれがある業種とし、政令で指定することといたします。

第二に、特定不況業種離職者などの失業の予防及び再就職の促進に関する事業主の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体も事業主に対する援助など必要な施策を講ずるよう努めなければならぬことといたします。

第三に、特定不況業種事業主であつて、一定規

模以上の事業規模の縮小等を行おうとするもの

は、労働組合などの意見を聞き、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けることといたします。

第四に、特定不況業種の労働者の失業を予防するため、再就職援助等に関する計画について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に対しては、雇用安定事業の事業転換等雇用調整事業を行うことをいたしております。

第五に、一年以上の継続雇用等一定の要件に該当する特定不況業種離職者の雇用機会を増大するため、手帳所持者を常用労働者として雇い入れ、その者の再就職の促進を図るため、就職促進手当、訓練手当など各種の給付金を支給することといたしております。

第六に、特定不況業種離職者の雇用機会を増大するため、手帳所持者を常用労働者として雇い入れ、その者の再就職の促進についての配慮の要請な公共事業の計画実施者等に対する特定不況業種離職者の雇い入れの促進についての配慮の要請な職業安定所長の認定を受けた事業主に対して助成金を支給することといたしております。

第七に、四十歳以上である手帳所持者等であつて、一定の要件に該当するものに対する雇用保険または販賣保険の個別延長給付の日数は、現行の日数に三十日を加え、九十日といたすこととしております。

第八に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行し、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うこととしたており、昭和五十二年十一月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者について、所要の経過措置を定めることといたしております。

なお、昭和五十二年十一月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者について、所要の経過措置を定めることといたしております。

次に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する援助など必要な施策を講ずるよう努めなければならぬことといたします。

第三に、特定不況業種事業主であつて、一定規

模以上の事業規模の縮小等を行おうとするもの

は、労働組合などの意見を聞き、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けることといたしております。

第四に、特定不況業種の労働者の失業を予防するため、再就職援助等に関する計画について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に対しては、雇用安定事業の事業転換等雇用調整事業を行うことをいたしております。

第五に、一年以上の継続雇用等一定の要件に該当する特定不況業種離職者の雇用機会を増大するため、手帳所持者を常用労働者として雇い入れ、その者の再就職の促進を図るため、就職促進手当、訓練手当など各種の給付金を支給することといたしております。

第六に、特定不況業種離職者の雇用機会を増大するため、手帳所持者を常用労働者として雇い入れ、その者の再就職の促進についての配慮の要請な公共事業の計画実施者等に対する特定不況業種離職者の雇い入れの促進についての配慮の要請な職業安定所長の認定を受けた事業主に対して助成金を支給することといたしております。

第七に、四十歳以上である手帳所持者等であつて、一定の要件に該当するものに対する雇用保険または販賣保険の個別延長給付の日数は、現行の日数に三十日を加え、九十日といたこととしております。

第八に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行し、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うこととしたており、昭和五十二年十一月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者について、所要の経過措置を定めることといたしております。

なお、昭和五十二年十一月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者について、所要の経過措置を定めることといたしております。

次に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する援助など必要な施策を講ずるよう努めなければならぬことといたしております。

第三に、特定不況業種事業主であつて、一定規

模以上の事業規模の縮小等を行おうとするもの

は、労働組合などの意見を聞き、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けることといたしております。

第四に、特定不況業種の労働者の失業を予防するため、再就職援助等に関する計画について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に対しては、雇用安定事業の事業転換等雇用調整事業を行うことをいたしております。

第五に、一年以上の継続雇用等一定の要件に該当する特定不況業種離職者の雇用機会を増大するため、手帳所持者を常用労働者として雇い入れ、その者の再就職の促進を図るため、就職促進手当、訓練手当など各種の給付金を支給することといたしております。

第六に、特定不況業種離職者の雇用機会を増大するため、手帳所持者を常用労働者として雇い入れ、その者の再就職の促進についての配慮の要請な公共事業の計画実施者等に対する特定不況業種離職者の雇い入れの促進についての配慮の要請な職業安定所長の認定を受けた事業主に対して助成金を支給することといたしております。

第七に、四十歳以上である手帳所持者等であつて、一定の要件に該当するものに対する雇用保険または販賣保険の個別延長給付の日数は、現行の日数に三十日を加え、九十日といたこととしております。

第八に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行し、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うこととしたており、昭和五十二年十一月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者について、所要の経過措置を定めることといたしております。

なお、昭和五十二年十一月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者について、所要の経過措置を定めることといたしております。

次に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する援助など必要な施策を講ずるよう努めなければならぬことといたしております。

第三に、特定不況業種事業主であつて、一定規

説明申し上げます。

漁業離職者に対する雇用対策としては、従来から漁業再建整備特別措置法や雇用対策法に基づき必要な措置が講じられているところであります。

が、最近における漁業をめぐる国際環境は、二百海里問題等を中心にして急速に変化いたしております。このような状況下において、国際協定の締結等が必要な措置が講じられているところであります。漁業離職者の再就職の促進等について特別の措置を講ずることが見込まれております。このため、これら離職者の再就職の促進等について特別の措置を講ずることが、当面の緊急課題となつております。

このようないくつかの問題に対処するため、特別の法律を制定すべく鋭意検討を進めてきたところであります。

が、ここに本案を作成し提出するに至った次第

であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の対象となる「特定漁業」は、国際協定の締結などにより緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生する業種として政令で指定することといたしております。

第二に、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練について、特別の措置を講ずることといたしております。

第三に、離職の日が一定期間内にあること、一定期間以上特定漁業に従事したこと等の要件に該当する漁業離職者に対する求職手帳を発給し、就職指導等を行うとともに、その者の再就職の促進を図るため、就職促進手当、訓練手当等各種の給付金を支給することといたしております。

第四に、公共事業の計画実施者等に対し、漁業離職者の雇用の促進について配慮するよう要請することができます。

第五に、船員となるうとする漁業離職者に関する本法の適用について、特例その他の措置を講ずることといたしております。

第六に、四十歳以上である手帳所持者であつ

て、一定の要件に該当するものに対する船員保険の個別延長給付の日数は、現行の日数に三十日を加え、九十日といたすことといたします。

第七に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行し、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うこととしたことをお願い申し上げます。

以上が、この法律案の内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(上田哲君) 以上をもって、趣旨説明の聽取は終わりました。これより質疑に入りますが、別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに両案の採決に入ります。

まず、特定不況業種離職者臨時措置法案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小平君から発言を求められておりますので、これを許します。小平君。

○小平芳平君 私は、ただいま可決されました特

定不況業種離職者臨時措置法案に対し、自由民主党

党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブ共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

特定不況業種離職者臨時措置法案に対する

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、長期にわたる深刻な雇用失業情勢の下において、特定不況業種離職者等の再就職の促進

分に生かし、経済の実情に即応して弾力的に行うこと。

二、就職促進手当、訓練手当等の給付金の増額について、来年度予算の実施を期し、一層努力すること。

三、中小零細企業からの離職者についてもこの法の特別措置の適用から漏れることのないよう行政指導に努めること。

四、再就職援助等の計画の認定等に当たつては、労働者の就労状況及び企業経営の実情を勘案し、彈力的に対処すること。

五、本法の円滑かつ実効ある運営を図るために、定員増を含め、行政の実施体制を充実強化すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(上田哲君) ただいま小平君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 全会一致と認めます。よつて、小平君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤井労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤井労働大臣。

○國務大臣(藤井勝志君) ただいま御決議されました特定不況業種離職者臨時措置法案に対する附帯決議につきましては、政府といたしましては、その趣旨を尊重いたしまして、これが実現に努力してまいり所存でございます。

○委員長(上田哲君) 次に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案の問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

○委員長(上田哲君) ただいま、高杉君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 全会一致と認めます。よつて、本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

○委員長(上田哲君) 全会一致と認めます。よつて、本法は全会一致をもつて原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

この際、高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉健忠君 私は、ただいま可決されました国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共产党、民社党、第二院クラブ、共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、先の日ソ漁業協定による北洋漁業離職者についても、本法の適用について特別の配慮をすること。

二、漁業離職者求職手帳の発給に係る離職日前の在職要件については、作業員等漁業の実態を考慮して措置すること。

三、就職促進手当の受給年齢、その他給付金の支給については、特定不況業種離職者臨時措置法案との均衡及び漁業の実態を考慮して措置すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(上田哲君) ただいま、高杉君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 全会一致と認めます。よつて、高杉君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤井労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。藤井労働大臣。

○國務大臣(藤井勝志君) ただいま御決議されました特定不況業種離職者等の再就職の促進

について、特例その他の措置を講ずることといたしております。

第六に、四十歳以上である手帳所持者であつ

した国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案に対する附帯決議につきましては、政府といたしましてはその趣旨を尊重いたしましたが、これが実現に努力してまいる所存でござります。

○上田哲君 なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上田哲君) 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。小沢厚生大臣。

○国務大臣(小沢辰男君) ただいま議題となりました健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

医療保険制度につきましては、昭和四十八年の改正により大幅な給付改善と保険財政の健全化のための諸施策が講じられ、また、昭和五十一年には社会経済情勢の変動に対応したスライド的な改正が行われたところであります。しかししながら、医療保険をめぐる諸情勢は一層の厳しさを加え、各制度ともその財政状況は逐年悪化の傾向にあります。保険料収入については、かかるのような大幅な伸びが期待できない反面、医療の高度化、人口構造の高齢化の進展等により、保険給付費は今後も増加の傾向を示すものと思われます。

政府は、このような社会経済情勢のもとにおける医療保険の給付のあり方とこれを支える費用負担のあり方の両面にわたっての全般的な検討を怠りません。

第三は、一部負担金の額の改定であります。現行一部負担金の額は、昭和四十二年以来十年間にわたりて据え置かれておりますが、その間医療費、所得等が大幅に伸びていることからみ、保障を生じかねない状態となつております。

このような事情を考慮し、政府は、臨時応急的な財政対策など健康保険の当面の円滑な運営と内容の充実を図るために必要な措置を講ずることとして、第八十回国会に健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を提出し、御審議をわざらわれたのであります。前国会において審議未了となり、成立を見るに至りませんでした。しかしながら、健康保険の財政は、極度に窮屈しております、一日も早く臨時応急の財政対策の実施を必要とする状況でありますので、ここに再度この法律案を提案し、御審議を願うこととしたいた次第であります。

以下この法律案の内容について概略を御説明いたします。

まず、健康保険法の改正について申し上げます。最近における給与の実態にかんがみ、被保険者の保険料負担の公平を図る見地から標準報酬の上限を現行三十二万円から三十八万円に改定するものであります。

第一は、標準報酬の上限の改定であります。第一は、標準報酬の上限の改定であります。被保険者の保険料負担の公平を図る見地から標準報酬の上限を現行三十二万円から三十八万円に改定するものであります。

第二は、賞与等についての特別保険料の徴収であります。政府管掌健康保険においては、その窮迫した財政状況に対処するため、当面の臨時応急措置として、健康保険制度の全般に関する速やかななる検討により必要な措置が講ぜられるまでの間、被保険者の受ける賞与等を対象に、その二%を事業主及び被保険者の折半により特別保険料として徴収することとしております。

また、健康保険組合につきましては、規約の定めるところにより、料率は二%の範囲内、被保険者負担分はその二分の一以下の範囲内で政府管掌健康保険の場合と同様の特別保険料を徴収できることとしております。

第三は、一部負担金の額の改定であります。現行一部負担金の額は、昭和四十二年以来十年間にわたりて据え置かれておりますが、その間医療費、所得等が大幅に伸びていることからみ、

に、入院時一部負担金の額を現行一日当たり六十円から二百円に改定することとしております。なお、継続療養を受ける者の入院時一部負担金の額は、一日当たり三十円から百円とすることとしております。

第四は、傷病手当金の支給期間の延長であります。が、被保険者の強い要望等を考慮いたしまして、現行六ヶ月を一年六ヶ月に延長することとしております。

次に、船員保険法の改正について申し上げま

す。第一に、標準報酬の上限の改定でありますが、現行三十四万円から三十八万円に改定することとしております。

第二に、一部負担金につきましては、初診時一部負担金の額を健康保険と同様に現行二百円から七百円に改定することとしております。

なお、この法律は、昭和五十三年一月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の理由及び内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において、特別保険料の徴収規定及び初診時一部負担金の額に関する修正が行われたほか、国民健康保険組合に対する国庫補助規定について改正を行う修正が行われたところであります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(上田哲君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者、衆議院議員齊藤滋与史君から説明を聴取いたします。齊藤君。

○衆議院議員(齊藤滋与史君) 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、本法律案の題名を健康保険法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

第二に、初診時一部負担金の額を七百円から六百円に引き下げるこ

と。第三に、健康保険制度については、その全般に関する速やかな検討により、この法律の施行後三年を目途として必要な措置が講ぜられるものとし、その必要な措置が講じられるまでの間、特別保険料を徴収できることとします。

第四に、政府管掌健康保険の特別保険料の料率を千分の二十から千分の十に引き下げ、被保険者負担分の五分の二を当分の間免除し、免除された額に相当する額を国庫が補助すること。

第五に、健康保険組合の特別保険料の料率を千分の二十の範囲内から千分の十の範囲内とするこ

と。第六に、国民健康保険組合に対する国の補助を、組合の財政力等を勘案して、療養の給付費等の額の百分の四十に相当する額に達するまでの範囲内において増額することができるごととし、昭和五十三年四月一日から施行すること等であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上田哲君) 質疑省略の点につきましては、先刻の理事会において決定を見ております

が、小笠原委員から発言を求められておりますので、委員会においてこれを許します。小笠原君。

○小笠原真子君 いま、委員長からおっしゃいましたように、理事会では、質疑抜きで採決ということが決定いたしました。しかし、私といたしましては、共産党といたしましては、討論をすべきである、質疑をすべきである、こう考えております。

○齊藤君 おおかしい、おかしい」と呼ぶ者あり

ます。

その理由は、まず国会というものは審議の場である、そしてこの前、当委員会においても、十五日、二十二日、そして国会の最終日の二十五日に至っては午前零時過ぎまで、この委員会は審議を

する場として設けられていました。

ところが、開会されまして、まだ十日の会期末までは二日間の会期がございます。だから、私は討論をすべきだと思います。「この前はわしらに審議するなど言つたじゃないか。審議に反対だと

言つたのに、きょうは、都合のいいときにはやろうというのはどういうことなんだ。それはおかしいじゃないか」「おかしい、おかしい」その他発言する者多し

○委員長(上田哲君) 御静聴に願います。

疑を十分にすべきであるという点については、皆さん各党が一致して質疑をすべきだということにまとまつておりました。まだ会期はあした、あさってございます。だから、討論、質疑をすべきだ

——ということが理由になって、この場では質疑をしないということを言われていたわけですけれども、一月十五日に廃案されたということは、まず院の意思として廃案になつたわけです。そして、その廃案になつたものをまたそろ同じような内容でここに持ち出してきた。各党合意という点があるかもしれないけれども、国会の入口で出口まで決めてしまふというような各党の書記長・幹事長会談というのは、これは少し行き過ぎではないか。

生からのせつかくの御提案でござりますけれども、もし理事会の決定に反する運営が行なわれますと、委員会の混乱が予想されるわけであります。どうか委員長におかれましては、正式な理事会の決定に従ってきっちりと議事運営をしていただきますようにお願いを申し上げたいと思います。(「そうだ」「よし」「そのとおり、理事会のとおり。」と呼ぶ者あり)○委員長(上田哲君) ちょっと御静肅にお願いをいたします。

質問をするということになりましても、なかなかこれは問題があるよう思うわけです。したがいまして、後刻決定されます医療問題等の小委員会におきまして、抜本改正の問題等につきましては時間をかけて慎重に審議して、国民医療の全体の問題について十分なる結論を導き出すよう努めをいたしたい、そういうふうに考えておるわけです。と申しますのは、今回のそういう条件の中でも質疑をしないで採決をするという意見を出しましののは、結局、衆議院段階におきまして各党の、

それから、第二の問題点は、この健康保険法が本委員会にかけられましてから、各党が十分な質疑をしたいと言つて、持ち時間が出来ました。しかし、十五日と二十一日という二日では、私は十時間も提案いたしましたけれども、わずかに一時間三十分の時間しか与えられませんでした。そして、各党もたくさん時間を使わせておりま

す。そして、その残された時間については、まだ十分に審議がされていない。この法案については、数々の問題点があるということが確認されているわけです。

そこで、問題点が残されているならば、本委員会としては、この前まで皆さんと一致されていましたように、会期の最終日まで審議を尽くすべきであるというのは当然の意見だと私は思います。(長過ぎる」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(上田哲吉) 御静聴を願います。

○小笠原真子君　そして、先ほど理事会で私がこの意見を申し上げましたときに、各党、共産党を除きます五党が、幹事長・書記長会談においてきょうはこういうふうに決まっているんだから、この積み上げの上に立って、質疑もしない、討論もしないといふふうに言わされました。私は、これについても一言申し上げたいと思います。

二十五日に廃案になりました。廃案ということは国会の意思でござります。そして、きょうもたった二十分で済みます。

き、その決定に基いて運営されておることは御承知のとおりであります。きょうの委員会の持ち主の方につきましても、先ほど長時間をかけて各理事から十分な意見の開陳がなされました。さらに、上田委員長の特別なお計らいのもとに、理事会ではございませんけれども、オブザーバーとして御出席をいたしております各党各派の代表の方々が、席を離れて、正式な理事会できょうの運営が決められたわけでござります。したがいまして、小笠原先生

て、一定の結論にお導きいただきたいことをお願いをいたします。

各会派の御発言を求めます。

○浜本万三君　社会党といったまでは、先ほど理事会で申し上げましたように、まず第一に健保の審議につきましては、社会党の質問要求時間をお満たしておりませんので、審議が尽くされたとは言えないと思うわけであります。しかし、先ほど申しましたように、大幅な修正ということも新たな条件として生まれました。その修正案に対する

○小平芳平君 それでは、ここで質疑に入るかとい  
いますと、この前の二十五日の段階でしたが、  
健保を議題にするかどうかで延々長時間の理事会  
をやつたではございませんか。そこから始まっ  
て、この三日間で一休どれだけ議論が進むことが  
できるかどうか。特に、財政対策につきまして  
は、果たして衆議院における修正、それに対し  
て、政府に質問をして、厚生省は何をどう答弁したら  
いいかというようなことで、結局、不十分な審議  
に終わらざるを得ない。こういう段階において

うな御決定をなされようと、理事会の決定を覆すことは可能であります。したがいまして、私は理事会の決定のみをもってここを運営したいとは申つておりますが、理事会には各会派の御出席席も常時いただきますし、十二分に御議論をいたしましたところでありますから、同じ議論を蒸し返す場として委員会を御活用なさることは戒めていたいだきつつ、ひとつ各会派は単純に理事会の決定をなすいは委員会の発言権ということではなく、今日ここまで経過が存在するわけですから、その上で十二分に御議論をいただいて、理を尽くして、一定の結論にお導きいただきたいことをお願いをいたします。

○小平芳平君 公明党としましても、この健保改正案についての質疑が全く不十分であるということに於いては同意見であります。特に、すでに発言した委員も、何十分という質問をなさつた委員もおられます。全くまだ発言をしてない、そういう委員も多数いらっしゃると思います。したがいまして、十分な質疑を続けるべきだと、これは大原則と考えます。(「それなら質疑すればいいじゃないか」「いいんだ、いいんだよ」と呼ぶ者あり)

○委員長(上田哲君) 御静聴に願います。

○小平芳平君 それでは、ここで質疑に入るかといいますと、この前の二十五日の段階でしたが、健保を議題にするかどうかで延々長時間の理事会会

○浜本万三君　社会党といったまでは、先ほどの理事会で申し上げましたように、まず第一に健保の審議につきましては、社会党的質問要求時間も満たしておりませんので、審議が尽くされたとは

をやつたではございませんか。そこから始まつて、この三日間で一体どれだけ議論が進むことができるかどうか。特に、財政対策につきましては、果たして衆議院における修正、それに対し

言えないと思うわけであります。しかし、先ほど申しましたように、大幅な修正ということも新たな条件として生まれました。その修正案に対する

政府に質問をして、厚生省は何をどう答弁したらいいかというようなことで、結局、不十分な審議に終わらざるを得ない。こういう段階において

は、いまここで質問をやつても、結局、中途半端にならざるを得ない。したがって、今日の段階では質疑を省略することに賛成をいたします。

○柄谷道一君 民社党としましては、前八十二臨時国会以来一貫いたしまして、医療抜本改正に対するスケジュールとその段取りを明らかにすべきである。これは前厚生大臣から示されました。よつて、今後の抜本改正につきましては、政府提案を待つことなく、当委員会に小委員会を設け、継続して検討すべきである。同時に、修正の内容について問題を提起してまいりました。小委員会は、追つて理事会決定で設置されることとなりましたし、修正内容につきましては与野党五党間の合意が成り立つたわけございます。

以上の経緯を踏まえまして、われわれといたしましては、採決を直ちに行うことには異議はございません。

○下村泰君 一院クラブといたしましては、浜本理事の意見に賛成でございます。

○委員長(上田哲君) 白民党委員ございませんか。——皆さんの御意見はおおむね尽くされたものと判断をいたしました。

私は今まで、前臨時国会を含めまして、理事会及び理事懇談会、つまり全会派の御出席をいただく会議の中で、円満な委員会の運営を目指としてまいりましたし、そのことにつきましては、全会一致の運営をことごとく尽くしてきたことと確認をいたしております。

この際、明らかにしておきたいと思いますが、前臨時国会の終了後、公開の討論会の場で、本委員会の運営について委員会外から御発言の向きがあつたと報告されております、この際、事実を確認をしておきます。二十五日、本委員会は与党側の出席を得ないまま、一刻の遅滞もなく十一月二十五日二十四時までこの席に十名の委員が在席を確認と私どもの審議促進の意図は記録にとめておるところであります。私どもがある会派からの述べておるような経過に従うならば、本委員会の

要求にもかかわらず、審議再開に応しなかつたというがごときは、全く事実に反する指摘でありますので、この際、御確認をいただいておきたいと思います。

このような努力の中で、いわゆる離職者法案につきましては、本委員会の質疑は完全に終了し、その質疑時間につきましては、質疑を終了した部分に比べてはるかに残余の部分が多いことも事実であります。このことについて言えば、私どもは今臨時国会の残されました三日間の会期の中では、健康保険法に関する十分な質疑が終了し得ないものとの判断は、全会派の一致されるところと確認いたしました。したがつて、もう一遍確認をいたしましたが、私どもは、あらゆる場合に審議を延引きさせることのとき態度をとつてしまつませんでしたが、いま与えられている会期の中では、どのように努力いたしましても質疑を終了することは不可能であります。したがつて、もう一遍確認をいたしましたが、「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(上田哲君) 御決定をいただけたものと認めまして、そのように取り計らいたいと存ります。これより採決に入ります。——採決に入ることに、もう一遍申し上げますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 採決に入ります。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

八、老人保健医療制度の創設の準備に直ちに着手とともに、公費負担医療のあり方、退職者医療の再検討を行ふとともに、実勢価格に見合う薬価算出方法を考慮すること。

九、高額療養費について、差し当たり自己負担限度額をえ置くこと。

十、医薬分業を進めるとともに、医薬品の安全対策を確立し、薬害救済制度の創設につき検討すること。

十一、傷病手当金の支給期間について医学医療の進歩に即応し、常に検討を加えること。

十二、国民の健康を守り、その福祉を向上していくための疾病の予防、治療、リハビリテーションを通じて一貫した健康管理体制を確立すること。

案文を朗読いたします。

右決議すること。

運営とあわせて、本会議の運営に責任を有する委員会としては、はなはだ残念ながら、特に前国会の経緯からまことに残念ながら、今や一定の結論に至るべき時期にあると判断せざるを得ません。

いま申し上げたような経過と、そして不満部分を十分に確認をした上は、むしろ形式的、目的的な審議に入ることなく、このまま採決すべきことがあります。

今日のとり得る措置ではないかと思量いたしました。この点は、先ほどの理事会で各会派の代表を含めて十分な議論の上、結論に至つております。

ここにさまざまな御意見を改めて伺いましたので、委員会の所定の手続に従いまして、先ほどの理事会の御決定を御確認いただけるならば、その方向に向かって処理を図りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御決定をいただけたものと認めまして、そのように取り計らいたいと存ります。

これより採決に入ります。——採決に入ることに、もう一遍申し上げますが、御異議ありませんか。

○委員長(上田哲君) 御決定をいただけたものと認めまして、そのように取り計らいたいと存ります。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、速やかに次の事項について実現に努力すべきである。

1. 給付及び負担の公平化を図るため、保険者の財政調整を行うものとするが、当面、健康保険組合間の財政調整を行うこと。
2. 本人、家族の給付率の均一化、出産の保険の経緯からまことに残念ながら、特に前国会の経緯からまことに残念ながら、今や一定の結論に至るべき時期にあると判断せざるを得ません。
3. 保険料負担、患者一部負担を含めた負担の合理化、低所得者への軽減措置、差額ベッド、付添料等のいわゆる保険外負担の改善を図るとともに、国庫負担のあり方、保険料の労使負担割合について検討すること。
4. 暫定措置としての特別保険料については、運営とあわせて、本会議の運営に責任を有する委員会としては、はなはだ残念ながら、特に前国会の経緯からまことに残念ながら、今や一定の結論に至るべき時期にあると判断せざるを得ません。
5. 診療報酬の技術料を重視するとともに、そのあり方、指導監査について検討すること。
6. 薬価基準の引下げを行ふとともに、実勢価格に見合う薬価算出方法を考慮すること。
7. 高額療養費について、差し当たり自己負担限度額をえ置くこと。
8. 老人保健医療制度の創設の準備に直ちに着手とともに、公費負担医療のあり方、退職者医療の再検討を行ふとともに、実勢価格に見合う薬価算出方法を考慮すること。
9. 救急医療の拡充、地域医療対策、医療従事者の養成と待遇改善を推進し、医療資源の開拓すること。
10. 医薬分業を進めるとともに、医薬品の安全対策を確立し、薬害救済制度の創設につき検討すること。
11. 傷病手当金の支給期間について医学医療の進歩に即応し、常に検討を加えること。
12. 国民の健康を守り、その福祉を向上していくための疾病の予防、治療、リハビリテーションを通じて一貫した健康管理体制を確立すること。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長(上田哲君) ただいま佐々木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 多数と認めます。よつて、佐々木君提出の附帯決議案は、多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し 小沢厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小沢厚生大臣。

○國務大臣(小沢辰男君) ただいま御決議にならぬましの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でござります。

○委員長(上田哲君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

厚生大臣、非常に委員長としては残念ですが、よくやつてください。

○委員長(上田哲君) 次に、小委員会の設置に関する件を議題といたします。

社会保障制度等に関する調査の一環として、医療保険制度に関する小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認めます。

つきましては、小委員の数及び小委員並びに小委員長の選任につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認めます。

つきましては、小委員の数及び小委員並びに小委員長の選任につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認めます。

小委員及び小委員長は後日指名し、公報をもつて御通知いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任及びその補欠選任並びに小委員会からの参考人の出席要求がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(上田哲君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、これら二件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十分散会

## 特定不況業種離職者臨時措置法案

### 特定不況業種離職者臨時措置法

#### 目次

#### 第一章 総則(第一条～第四条)

#### 第二章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画(第六条～第八条)

#### 第三章 特定不況業種離職者に対する特別措置(第九条～第十九条)

#### 第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置(第六条～第八条)

#### 第五章 雜則(第二十条～第二十一条)

#### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的) 第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生すること

が見込まれること等の事情にかんがみ、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて特定不況業種離職者等の職業及び生活の安定に資することを目的とする。  
(定義)

第二条 この法律において「特定不況業種」とは、我が国における経済基調の変化、国際経済環境の変化、長期にわたる不況等の経済的事情により、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれ、このため、法令に基づく行為又は国の施策に基づき事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、又は発生するおそれがあると認められる業種で、当該離職者に関するこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定するものをいう。

前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、労働大臣は、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聽かなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力する

### 3 この法律において「特定不況業種事業主」と

は、特定不況業種に属する事業を行う事業主(当該事業主から特定不況業種に属する事業に関し委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であつて労働省令で定めるものを含む。)をいう。

4 この法律において「特定不況業種離職者」とは、特定不況業種事業主が実施する当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(第十一条を除き、船員職業安定法昭和二十三年法律百三十号)第六条第一項に規定する船員となるうとする者を除く。)をいう。

九条を除き、船員職業安定法昭和二十三年法律百三十号)第六条第一項に規定する船員となるうとする者を除く。)をいう。

離職を余儀なくされた場合における再就職の促進を図るために、公共職業安定所と協力して、求人との開拓その他再就職の援助に関する必要な措置を講ずることにより、失業の予防に努めるとともに、





二、当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の申込みをした日以後、正當な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと、第十一条第二項の規定による公共職業安定所の長の指示した公共職業訓練等を受けること、同条第三項の規定による就職指導を受けること又は海運局の長の指示した職業の補導を受けることを拒んだことのある者以外の者

前項及び船員保険法第三十三条ノ十二ノ一第一項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受けける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三条ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十一年法律第一号)第十九条第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以ト同ジ)及職業補導延長給付」とする。

第五章 雜則

(公共事業についての配慮等)

第二十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(國自ら又は國の負担金の交付を受け、若しくは國庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。)を計画実施する國の機關又は地方公共団体等(これらとのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。)に対し、特定不況業種離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二条の規定の適用については、同条中「中高年齢失業者等」とあるのは「中高年齢失業者等(特定不況業種離職者臨時措置法に定める特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者を含む。)」と、同条第一項中「特定地域における」とあるのは「特定地域又は指定地域(特定地域以外の地域であつて、特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第一号)に定める特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者及び中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として労働大臣が指定するものをいう。)における」と、「当該特定地域」とあるのは「当該特定地域又は当該指定地域」とする。  
(中央職業安定審議会における専門部会の設置)  
**第二十一条** 中央職業安定審議会に、特定不況業種離職者等に関する講習の再就職の促進等の措置についての専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置く。  
**附 則**

不況業種離職者とみなす。この場合において第五項及び第八条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ)の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画」とあり、同項第一号中「第七条第二項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画」とあるのは「附則第四項の規定により確認を受けた同項の報告書」と、同条第一項中「再就職援助等に関する計画について第七条第三項の規定による認定」とあるのは「附則第四項の報告書について同項の規定による確認」とする。

4 前項の規定により特定不況業種離職者とみなされた者に係る特定不況業種事業主は、施行日から起算して一箇月以内に、労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該離職者に係る報告書を公共職業安定所長に提出し、その確認を求めることができる。

(労働省設置法の一部改正)

5 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第八号中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十一年法律第一号)第九条の規定を除く。」に改める。

第十条の二(第六号中「及び港湾労働者」を、「港湾労働者及び特定不況業種離職者」に改める。

第十八条第一項中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む。)」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む。)及び特定不況業種離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

6 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の九の次に次の一号を加え

(昭和五十二年法律第 号)

二十の十 特定不況業種離職者臨時措置法

本案施行に要する経費としては、約四百十億円の見込みである。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定漁業」とは、我が国の漁業者が行う漁業について操業区域、漁獲量等に関し国際協定等により規制が強化されたことに対処するため、緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生するものとして政令で定める業種に係る漁業をいう。

2 この法律において「漁業離職者」とは、特定漁業に從事していた者であつて、前項に規定する国際協定等に対処するために漁業者が実施する漁船の隻数の縮減(以下「減船」という。)に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

(職業訓練)

第三条 労働大臣は、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に關し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

(漁業離職者求職手帳)

第四条 公共職業安定所長は、漁業離職者で次の各号に該当すると認定したものに対し、その者の申請に基づき、漁業離職者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

一 当該離職の日が、当該減船の必要が生じた日として当該特定漁業ごとに労働省令で定める日から、当該減船が実施された日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間(その期間内に離職しなかつたことについて特別の事情があると公共職業安定所長が認めたときは、その事情がやんだ日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間)にあること。

二 当該離職の日まで一年以上引き続き当該減船に係る漁業者の行う特定漁業に従事したこと又はこれに相当するものとして労働省令で定める状態にあつたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において安定した職業に就いたことがないこと。

2 前項第一号の労働省令の制定又は改正に当たつては、労働大臣は、農林大臣の意見を聽かなければならぬ。

3 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

4 手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の發

給を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

と認めたときは、その効力を失う。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

四 偽りその他不正の行為により、第七条第一項又は第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。

6 第一項及び第三項から前項までに定めるものほか、手帳の発給の申請、発給、返納その他の手帳に関する必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

第五条 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対し、その手帳に関する必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

第六条 第一項及び第三項から前項までに定めるものほか、手帳の発給の申請、発給、返納その他の手帳に関する必要な事項は、労働省令で定める。

2 公共職業安定所長は、手帳所持者に対し、公

共職業訓練施設の行う職業訓練を受けることそ

の他その者の再就職を促進するため必要な事

項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところによ

り、定期的に、公共職業安定所長が指定した日

に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならぬ。ただし、次の各号に掲げるい

ずれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。

一 疾病又は負傷

二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練の受講

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給

第六条 就職指導は、職業安定法(昭和二十一年法律第二百四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

第七条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

四 偽りその他不正の行為により、第七条第一

項又は第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長

は、その旨をその者に通知する。

6 第一項及び第三項から前項までに定めるものほか、手帳の発給の申請、発給、返納その他の手帳に関する必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

第七条 第一項及び第三項から前項までに定めるものほか、手帳の発給の申請、発給、返納その他の手帳に関する必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

第八条 第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利

は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さええる

ことができない。ただし、事業主に係る当該権利

については、国税滞納処分(その例による処

分を含む。)により差し押さえる場合は、この限

りでない。

(公課の禁止)

第九条 租税その他の公課は、第七条第一項及び第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として課することができない。

(公共事業についての配慮)

第十条 労働大臣は、必要があると認めるとき

は、公共事業(國自ら又は國の負担金の交付を

受け、若しくは國庫の補助により地方公共團體等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業

等が計画実施する公共的建設又は復旧の事業

を行つて、その事業を施行する者を含む。)に對し、漁業離職者の雇入れの促進について配

約に基づいて、その事業を施行する者を含む。)に對し、漁業離職者の雇入れの促進について配

約

識及び技能の習得を容易にするための技能習得手当」とする。

前項に規定する漁業離職者に関する者は、第三条第二項、第六条、第七条第二項及び第三項並びに前条の規定は、適用しない。

3 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十三条第一項中「他の法令」とあるのは、「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第一号)及びその他の法令」とする。

## (船員保険法の特例)

第十二条 手帳所持者であつて船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十三条第一項の規定に該当するもののうち、公共職業安定所(同法第三十三条第一項に規定する公共職業安定所をいう。)又は海運局(同法第三十三条第一項に規定する海運局をいう。)(以下この項において「公共職業安定所等」と総称する。)の長が次の各号に該当すると認めたものであつて、かつ、同法第三十三条第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三条第一項第一号の規定にかかるわらず、次項の規定による期間内に失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。)を超える失業保険金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかるわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給を受け終わる日(船員保険法第三十三条から第三十三条ノ十三ノ三までの規定により職業補導延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終わる日)までに職業選択が可能である見込みがなく、かつ、特に就くことができる見込みがなく、かつ、特

に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

## められる者

一 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の中込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと 第五条第二項の規定による就業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就業指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

二 公共職業安定所等の長の指示した職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就業指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

三 前項及び船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一条の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三条ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第一号)第十二条第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同ジ)及職業補導延長給付」とする。

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。  
(この法律の失效)

2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際に手帳所持者である者に関する者は、なおその効力を有する。

(労働省設置法の一一部改正)  
3 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第八号中「炭鉱離職者臨時措置法(第五条及び第三章の規定を除く。)」を「炭鉱離職者臨時措置法(第五条及び第三章の規定を除く。)、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に就くことができる見込みがなく、かつ、特

に再就職のための援助を行なう必要があると認められる者

## められる者

一 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の中込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと 第五条第二項の規定による就業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就業指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

二 公共職業安定所等の長の指示した職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就業指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

三 前項及び船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一条の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三条ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第一号)第十二条第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同ジ)及職業補導延長給付」とする。

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。  
(この法律の失效)

2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際に手帳所持者である者に関する者は、なおその効力を有する。

(労働省設置法の一一部改正)  
3 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第八号中「炭鉱離職者臨時措置法(第五条及び第三章の規定を除く。)」を「炭鉱離職者臨時措置法(第五条及び第三章の規定を除く。)、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に就くことができる見込みがなく、かつ、特

に再就職のための援助を行なう必要があると認められる者

## められる者

一 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

二 二月八日本委員会に左の案件を付託された。

一 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

号)(第三条の規定を除く。)に改める。

第十一条第一項中「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」を「炭鉱離職者」に改める。

第十八条第一項中「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」を「炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」に改める。

十一の一 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第一号)

4 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の次に次の一号を加える。

十一の二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第一号)

社会保険労務士法(一部改正)

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

本案施行に要する経費としては、約七十五億円の見込みである。

十二月八日本委員会に左の案件を付託された。

一 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

(小字及び  
衆議院修正の部分)

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

(小字及び  
衆議院修正の部分)

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

(小字及び  
衆議院修正の部分)

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

(小字及び  
衆議院修正の部分)

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

(小字及び  
衆議院修正の部分)

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

第二条 本法ニ依ル健康保険制度ニ付テハ其ノ全般ニ関スル速

ナル検討ニ因リ健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五

十二年法律第号)ノ施行後三年ヲ日迄トシテ必要ナル

措置ガ講ゼラルモノトス

第三条 政府ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般

ニ関スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ガ講

セラル迄ノ間其ノ管掌スル健康保険事務ニ

要スル費用ニ充ツル為第十七条乃至第七十

二条及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定

ニ依リ徵収スル保険料ノ外本条次条及附則

第六十五条ノ規定ニ依リ保険料(以下特別保険料

ト称ス)ヲ徵収ス

特別保険料ノ額ハ被保険者(第二十条ノ規定

ニ依ル被保険者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依

リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徵収セラレザル被保

険者ヲ除ク)ガ賞与等(第一条第一項ニ規定

スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ

準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受

タルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月

ニ付其ノ額(其ノ額ニ三百円未満ノ端数アルト

キハ之ヲ切捨ツ)二千分ノ二十ヲ乗ジテ得タ

ル額トス

第七十二条本文ノ規定ハ特別保険料ニ付之ヲ

准用ス但シ被保険者が負担スベキ特別保険料ノ額ニ付テ

ハ当分ノ間其ノ五分ノ二ヲ免除ス

國庫へ前項但書ノ規定ニ依リ免除セラレタル特別保険料ノ

額ニ相当スル額ヲ補助ス

第四条 事業主ハ被保険者ニ對シ金錢ヲ以テ賞

与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担ス

第四条第一項の表中「第三級三四〇、〇〇〇円一二、三三〇円三二〇、〇〇〇円以上」を

「第三級三四〇、〇〇〇円一二、三三〇円三二〇、〇〇〇円以上」に改め

第七十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

二関スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ガ講

セラル迄ノ間其ノ管掌スル健康保険事務ニ

要スル費用ニ充ツル為第十七条乃至第七十

二条及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定

ニ依リ徵収スル保険料ノ外本条次条及附則

第六十五条ノ規定ニ依リ保険料(以下特別保険料

ト称ス)ヲ徵収ス

特別保険料ノ額ハ被保険者(第二十条ノ規定

ニ依ル被保険者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依

リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徵収セラレザル被保

険者ヲ除ク)ガ賞与等(第一条第一項ニ規定

スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ

準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受

タルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月

ニ付其ノ額(其ノ額ニ三百円未満ノ端数アルト

キハ之ヲ切捨ツ)二千分ノ二十ヲ乗ジテ得タ

ル額トス

第七十二条本文ノ規定ハ特別保険料ニ付之ヲ

准用ス但シ被保険者が負担スベキ特別保険料ノ額ニ付テ

ハ当分ノ間其ノ五分ノ二ヲ免除ス

國庫へ前項但書ノ規定ニ依リ免除セラレタル特別保険料ノ

額ニ相当スル額ヲ補助ス

第五条 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制

度ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ必要ナル

措置ガ講ゼラル迄ノ間第七十七条乃至第七十

二条及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定

ニ依リ徵収スル保険料ノ外本条次条及附則

第六十五条ノ規定ニ依リ保険料(以下特別保険料

ト称ス)ヲ徵収ス

特別保険料ノ額ハ被保険者(第二十条ノ規定

ニ依ル被保険者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依

リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徵収セラレザル被保

険者ヲ除ク)ガ賞与等(第一条第一項ニ規定

スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ

準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受

タルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月

ニ付其ノ額(其ノ額ニ三百円未満ノ端数アルト

キハ之ヲ切捨ツ)二千分ノ二十ヲ乗ジテ得タ

ル額トス

第七十二条本文ノ規定ハ特別保険料ニ付之ヲ

准用ス但シ被保険者が負担スベキ特別保険料ノ額ニ付テ

ハ当分ノ間其ノ五分ノ二ヲ免除ス

國庫へ前項但書ノ規定ニ依リ免除セラレタル特別保険料ノ

額ニ相当スル額ヲ補助ス

第六条 健康保険法の一部改正

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

の一部を次のように改正する。

ベキ特別保険料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ

得

第七十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ

準用ス

第四条 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制

度ノ全般ニ關スル速ナル検討ニ因リ必要ナル

措置ガ講ゼラル迄ノ間第七十七条乃至第七十

二条及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定

ニ依リ徵収スル保険料ノ外本条次条及附則

第六十五条ノ規定ニ依リ保険料(以下特別保険料

ト称ス)ヲ徵収ス

特別保険料ノ額ハ被保険者(第二十条ノ規定

ニ依ル被保険者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依

リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徵収セラレザル被保

険者ヲ除ク)ガ賞与等(第一条第一項ニ規定

スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ

準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受

タルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月

ニ付其ノ額(其ノ額ニ三百円未満ノ端数アルト

キハ之ヲ切捨ツ)二千分ノ二十ヲ乗ジテ得タ

ル額トス

第七十二条本文ノ規定ハ特別保険料ニ付之ヲ

准用ス但シ被保険者が負担スベキ特別保険料ノ額ニ付テ

ハ当分ノ間其ノ五分ノ二ヲ免除ス

國庫へ前項但書ノ規定ニ依リ免除セラレタル特別保険料ノ

額ニ相当スル額ヲ補助ス

第七条 健康保険法の一部改正

第二条 船員保険法(一部改正)

の一部を次のように改正する。

改める。

第二十八条第三項中「二百円」を「七百

円」に改める。

第二十九条第三項中「前項」を「第一項」

に改め、同条第一項の次に次の二項を加え

る。

第一項第一項並ニ前条ノ規定ノ例ニ依リ特別

保険料ヲ徵収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ

スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ附則第一項第

一項及第二項並ニ前条ノ規定ノ例ニ依リ特別

保険料ヲ徵収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ





昭和五十三年一月十日印刷

昭和五十三年一月十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C